

昭和 43 年 12 月 11 日

校長発総第 5 0 号

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

学生相談の実施について（通達）

改正 昭和 50 年 4 月 2 日防大総第 202 号 平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号  
平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号

標記について、下記のとおり試行するので通達する。

記

- 1 本科学学生及び理工学研究科学生に対し、カウンセリングを行うため、学生相談室を置く。
- 2 学生相談室においては、次のことを行う。
  - (1) カウンセリングの実施に関すること。
  - (2) カウンセリングの実施にともなう調査、研究に関すること。
- 3 学生相談室に室長及び室員を置く。
  - (1) 室長は学校長の命を受け室務を掌理する。
  - (2) 室員は室長の指示を受け室務に従事する。
- 4 学生相談室に顧問を置く。
- 5 学生相談室の庶務は、関係の課において行う。
- 6 実施の細部については、室長の定めるところによる。